○ 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)(抄)道路運送法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

2~4 (同上)	2~4 (略)
二十二~三十三 (同上)	二十二~三十三 (略)
当該事業が不定路線事業である場合に限る。)	当該事業が不定路線事業である場合に限る。)
るものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は	るものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は
一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関す	一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関す
二十一 法第二十七条第三項の規定による命令(法第二十二条の二第	二十一 法第二十七条第四項の規定による命令(法第二十二条の二第
一~二十 (同上)	<b>一~二十 (略)</b>
権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。	権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。
という。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の	という。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の
第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」	第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」
(旅客自動車運送事業に関する権限の委任)	(旅客自動車運送事業に関する権限の委任)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	